

総務文教委員会

主な審査内容

●大竹市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について

Q 個人番号カードを申請するメリットを問う。

A 今後、個人番号は色々な場面での申請に必要となってくる。その際、通知カードだけでは本人確認ができないため、免許証や健康保険証など個人を証明できるものが必要がある。個人番号カードを取得すればそれ1枚で本人確認もできるため利便性が上がると考える。

Q 現時点で個人番号カードの申請が何件出されているかを問う。

A マイナンバーカードの申請は、「国の地方公共団体情報システム機構」もしくは「市役所の窓口」に申請していただく2種類のケースがあるが、このうち、市役所の窓口で受けた申請は10件（12月7日現在）である。国に直接申請している件数は不明である。

●大竹市総合市民会館条例の一部改正について

Q 大竹市勤労青少年ホーム活動の活性化について問う。

A 会員数は減少しているが、活動の場を必要とする勤労青少年は多い。国の方針に沿うべく議論し、充実に向け、取り組んでいきたい。

Q 対象者の制限について問う。

A 今回の法律では勤労という言葉が無くなっている。大竹市ですでに大学生、又は家事手伝いの方、フリーターの方も勤労青少年ホームの対象者としている。また年齢構成についても、現在は15歳〜35歳までになっている。勤労青少年ホームの対象者については今後も検討していきたい。



勤労青少年ホームのサークル活動

●平成27年度大竹市一般会計補正予算（第2号）



歳入・歳出にそれぞれ7億1,379万3千円を増額するもの

歳出の一部

- ・住宅解体工事 3,500万円
- ・御園6号棟の建設工事費 5億9,050万円
- ・御園6号棟の工事監理業務等委託料 950万円

- ・栗谷小学校体育館屋根防水工事 99万8千円
- ・海の家あたたの空調設備改修（工事・備品） 400万円

○御園6号棟についての質疑

Q 御園市営住宅6号棟の日照時間について問う。

A 法律で定められてはいないが、調査してみる。

Q 集会所等、施設の計画を問う。

A 御園2、3号棟の跡地の一部に、集会所・駐車場・公園等を計画。内容は自治会とも協議したい。

Q 各種関係法や条例等に照らし計画、検討し、委員会での審議の末この地への建設となったということであるが、一方で、家賃や集会所等、説明は不足しており、安心・安全対策についても今後の取り組みを問う。

A 県の開発許可も出ているが、住まれる方の気持ちを考え、異常気象も想定し法的には不要な擁壁も設置する。また背後の急傾斜地についても、工事の要望等をし、構造物での手法も検討する。

岩国大竹道路の為の移転なので、十分意に沿う条件を提示し、スムーズに移転していただけるような交渉を懇切丁寧にやっていきたい。



市営住宅御園団地（6号棟）立面図

Q 御園2、3号棟の切り取り補償の可能性を問う。

A 国は現時点で全部補償すると決めている。

第4回定例会は、平成27年12月3日～12月17日の15日間行われました。

詳細については、平成28年3月上旬に本会議録が製本されますので、市ホームページ、市情報公開コーナー、図書館等でご覧ください。

【反対討論】

○「御園6号棟については、まだ不明確なところもあり、人の命への優しさが足りないのではないかと危惧している」

【賛成討論】

○「安心と安全への配慮を強くお願いする。その他、国庫補助金など、歳入の部分でも大きな金額が動いている。栗谷小体育館の雨漏りの早期対応を望む」



市営住宅御園団地（6号棟）建設予定地配置図

※採決の結果、すべての議案が
原案のとおり可決

【反対討論】

○「4年前の建設計画とすべてが変化している。現計画の責任の所在が不明瞭である。日照時間の要件など感情論ではなく法律に照らして議員各位の判断を要求する」

【賛成討論】

○「全ては法律に準じていると判断している。安心安全要件含め、関係者への心情にもすべてお応えするためのバランスの取れた補正予算であると判断する」

本会議での採決の結果
原案のとおり可決



本会議へ

生活環境委員会 主な審査内容

●大竹市附属機関設置に関する条例の一部改正について

市が適正な空家施策を実施するために必要な協議を行うことを目的とした「空家等対策協議会」を新たに設置するもの。

Q 現在勧告に該当するような空き家についてスピード感を持った対応が必要と考える。計画を作り実施することだが、来年の台風時期までには形を整えるということが可能であるのか問う。

A 平成27年10月に老朽化し危険な家屋17軒の所有者に対し、「家屋の適正な管理についてお願い」の手紙を送付している。現在9件の回答があり、5件については所有者自身取り壊す予定、うち1件についてはすでに取り壊している。返信の無い所有者、または所有者が定まらない建物については、今後司法書士などに相談し空き家対策を並行しながら進めたい。

Q 法律では協議会を作ることができるが作る義務はない。協議会を作るメリットを問う。

A 空家対策協議会において、まずは空家対策計画を作成する。外部の有識者の知恵を借り作成したい。また、協議会の中では、特定空家を指定するが、その後指導や勧告、最終的には代執行となる。特定空家を判断するにあたり、市だけでなく幅広く意見を聞きながら進めるために協議会を設置したい。

●その他の議案 1件

※採決の結果、すべての議案が
原案のとおり可決



本会議での採決の結果

原案のとおり可決

本会議へ